

医療介護総合確保促進法に基づく県計画について

1 制度の概要

- 団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7(2025)年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成26(2014)年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)が国において創設され、本県では平成26(2014)年12月に設置した。
- 県では、この基金の活用に向けて策定した計画に基づき事業を実施している。

2 基金事業の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条2項第2号に掲げる事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - ③ 介護施設等の整備に関する事業
 - ④ 医療従事者の確保に関する事業
 - ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ※①、②、④が医療分、③、⑤が介護分

- (1) 平成26年度県計画(平成26年10月作成・平成30年3月改定)の概要
計画額(医療分)3,197,466千円 [うち30年度事業費:60,000千円]

●30年度実施事業

ア 居宅等における医療の提供に関する事業

在宅療養支援歯科医養成推進事業 20,000千円

イ 医療従事者の確保に関する事業

総合医養成推進事業 40,000千円

- (2) 平成27年度県計画(平成28年1月作成・平成30年12月改定)の概要
計画額(医療分)3,227,063千円 [うち30年度事業費:7,618千円]

●30年度実施事業

ア 居宅等における医療の提供に関する事業

障害者歯科医療ネットワーク推進事業 5,446千円

イ 医療従事者の確保に関する事業

地域医療支援センター事業 2,172千円

- (3) 平成 28 年度県計画（平成 28 年 9 月作成・平成 30 年 12 月改定）の概要
計画額(医療分) 3,244,329 千円 [うち 30 年度事業費:136,016 千円]

●30 年度実施事業

ア 医療従事者の確保に関する事業

地域医療確保修学資金貸付金	9,530 千円
精神科医養成推進事業	30,000 千円
障害児医療医師養成推進事業	30,000 千円
ナースセンター事業	66,486 千円

- (4) 平成 29 年度県計画（平成 29 年 9 月作成・平成 31 年 3 月改定）の概要
計画額(医療分)3,243,880 千円 [うち 30 年度事業費:1,622,315 千円]

●30 年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

回復期病床整備事業	1,488,500 千円
医療介護連携体制支援事業	963 千円
高齢者疾患医療連携体制推進事業	27,750 千円

イ 居宅等における医療の提供に関する事業

障害者医療ネットワーク推進事業	1,747 千円
-----------------	----------

ウ 医療従事者の確保に関する事業

地域医療確保修学資金貸付金	103,355 千円
---------------	------------

- (5) 平成 30 年度県計画（平成 30 年 10 月作成・平成 31 年 4 月改定）の概要
計画額(医療分)3,529,597 千円 [うち 30 年度事業費:1,513,988 千円]

●30 年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

医療介護連携体制支援事業	73,551 千円
--------------	-----------

イ 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケア推進事業	10,714 千円
在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	9,233 千円
その他 6 事業	22,873 千円

ウ 医療従事者の確保に関する事業

産科医等支援事業	123,568 千円
地域医療支援センター事業	198,649 千円
地域医療確保修学資金貸付金	168,743 千円
看護師等養成所運営助成事業	360,855 千円
病院内保育所運営助成事業	274,865 千円
その他 16 事業	270,937 千円

(6) 令和元年度県計画（案）の概要

計画額(案)(医療分)3,805,335 千円

●令和元年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

2, 290, 663 千円

回復期病床整備事業	2, 155, 517 千円
病床規模適正化事業	64, 017 千円
地域医療構想推進事業	8, 603 千円
医療介護連携体制支援事業	62, 526 千円

イ 居宅等における医療の提供に関する事業 0 千円

在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業始め 8 事業（34, 445 千円）は平成 26 年度基金計画執行残により事業を実施。

ウ 医療従事者の確保に関する事業 1, 514, 672 千円

産科医等支援事業	111, 363 千円
地域医療支援センター事業	139, 894 千円
地域医療確保修学資金貸付金	307, 200 千円
看護師等養成所運営助成事業	376, 386 千円
病院内保育所運営助成事業	260, 502 千円
その他 15 事業	319, 327 千円

3 県計画の策定及び事後評価について

(1) 策定及び事後評価にあたっての意見聴取について

国が定めている「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成 31 年度の取扱いに関する留意事項について」において、県計画を決定するにあたっては、必要に応じて医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること、また、事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会等からの意見聴取をして実施するものとされている。

県計画及び事後評価の国への提出は、基金の交付申請に合わせて行う。